

宮城県自然保護員募集要項

令和 7 年 1 1 月 5 日
大河原地方振興事務所

- | | |
|---------------------|---|
| 1 勤 務 箇 所
及び募集人員 | 丸森町（東部）・・・・・・ 1 名 |
| 2 応 募 資 格 | 不問 |
| 3 募 集 期 間 | 令和 7 年 1 1 月 5 日（水）から令和 7 年 1 1 月 6 日（木）まで
ただし、応募者が 2 名になった時点で期日前であっても締切とする。 |
| 4 身 分 | 宮城県会計年度任用職員 |
| 5 業 務 内 容 | 県自然環境保全地域等の保全、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟、公園の
保護及び利用並びに森林の保全の状況を把握し、自然環境の保全のため
の規制の措置の適正を期するために必要な指導及び監視 |
| 6 任 用 期 間 | 令和 7 年 1 2 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日
（うち勤務日数が 1 5 日に達するまでの間は条件付採用期間となり、
この期間は延長される場合がある。） |
| 7 勤 務 条 件 | |
| （1）勤務日数 | 月 4 日以上 1 0 日以内とし、1 ヶ月の勤務時間数の合計が 3 1 時間を
超えない範囲とする。
勤務日は職員の都合等により設定。
ただし、（6）の勤務しない日を除く。 |
| （2）始業及び終業
の時刻 | 午前 5 時から午後 9 時 5 9 分までの間。最大 7 時間 4 5 分。
職員の都合等により設定。 |
| （3）休憩時間 | 1 日の勤務時間が 6 時間を超える場合は、最低 4 5 分間。 |
| （4）時間外勤務 | なし。
ただし、緊急を要する場合にやむを得ず命ずる場合がある。 |
| （5）休日勤務 | なし。
ただし、業務の必要がある場合は、休日に勤務を割り振り、休日を他の
日に振り替えることがある。 |
| （6）勤務しない日 | ・国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律 178 号）に規定する休日
・年末年始の休日（1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日まで） |
| （7）年次有給休暇 | あり。
ただし、取得可能日数については年間勤務日数により個別に定める。 |

	また、1日の時間についても平均日勤務時間により個別に定める。
(8) その他の休暇	有給（公民権行使、官公署出頭、公務上の傷病、出勤困難、妊産婦の健康診査、妊産婦の休息・捕食、妊娠中の通勤緩和、産前産後等） 無給（生理日の就業困難、妊産婦の保健指導又は健康診査に基づく指導事項、育児短時間勤務、骨髄等ドナー、私傷病等）
(9) 育児休業等	育 児 休 業：不可 部 分 休 業：不可
(10) 給与等	給 与：1時間当たり1, 136円 地 域 手 当：17円 特殊勤務手当：350円（鳥獣捕獲等作業1日につき） 旅 費：巡視業務に要した費用弁償を行う。 支 払 日：翌月21日（末日締め） 支 払 方 法：本人指定口座へ振込
(11) 各種保険	健康保険、厚生年金、雇用保険加入なし。 公務上の傷病については、「非常勤職員の公務災害補償に関する条例」により保証される。
8 申込み方法	会計年度任用職員（自然保護員）申込書（その1）（写真貼付）及び会計年度任用職員（自然保護員）申込書（その2）に必要事項を記載の上、下記申込先への持参とする。
9 選考方法	面接
10 選考日時	令和7年11月10日（月） （時間については、応募者と調整）
11 申込先	〒989-1243 柴田郡大河原町字南129-1 宮城県大河原合同庁舎内 宮城県大河原地方振興事務所 林業振興部 電話 0224-53-3252